



所役人正所
行市行發刷
苦新編集印
ナハ印刷株式会社

償却資産の申告

31日までにお忘れなく

(額)が法人税法、または所得税法の規定により所得の計算上、損金または必要経費として控除されるもの

については、毎年一月一日現在における当該資産の

固定資産税の納稅義務のある償却資産(事業の用に供し、または供することができる機器、機械および装

置、船舶、車輛および運搬工具(自動車税、自転車、荷

車税の課稅されている車輛を除きます)器具、備品等をいう。」の所有者は地方税法第三八三條一項の規定によつて、毎年一月一日現在におけるこれらの資産の品目、数量、取得価額、帖簿價額など固定資産税の課稅標準となる価額の決定に

在におけるこれらの方の資産を除く)器具、備品等をいう。」の所有者は地方税法第三八三條二項の規定により「一月三十一日までに市長に申告をす

ることになつておりますが、不足や未着の場合は、市役所税務課(第二賦課係)にありますからご連絡下さい。

「までに市長に申告しなけ

ら、期日までに必ず申告し

なおこの申告用紙は、各該

当の法人、個人はすでに

お送りしておりますが、不

足や未着の場合は、市役所税務課(第二賦課係)にありますからご連絡下さい。

「までに市長に申告しな

く、期日までに必ず申告し

なおこの申告用紙は、各該

市内に猩紅熱續發

すと、普通のいちごのよう
に赤いブツブツがたくさん
認められます。発熱は初め
二日ないし三日高くそれ以
後は平熱になることが多く
全身の発疹も二日ないし三
日が最高で以後は徐々にき
えできます。発熱は初め
から発疹の部位から「ねこ
」のようになつて皮がむけ落ち
ます。本病は重症のものから軽症
のものまで実に多種多様で
診断が非常に困難なことが
あります。

猩紅熱では今まで百人中、
四人ないし五人死亡してい
ましたが、さいきんの医学
ではほとんど死亡すること
がないといわれております。
恐ろしいのは猩紅熱の経過
中、または治つた
後二週間ないし三
週間にいろいろな
病気が併發するこ
とです。(中耳炎
乳様突起炎、敗血
症、関節炎、腎臓
炎、心臓疾患等)
つぎに猩紅熱の予
防には、何といつ
ても患者の早期受
診発見、隔離が必
要で、まず患者を
健康者から隔離し
て感染を防止する
ことで、患者と接
觸したと思われる
なお患者に接觸し
た人は、一週間の外
人外出禁止、登校禁
止し、家屋内消毒を
完全にやること
が重要です。

市内に猩紅熱續發

その症狀と予防について

①予防方法は早期受診が病気が起きたら
②素人判断、年寄りの経験による判断をやめること
③患者の家族特に兄弟は一定期間（七日間）自宅に隔離して他との接触を絶つこと
④完全消毒（鼻汁、唾、つばなどの排泄物は特にその都度消毒するか、焼くこと）
等で猖狂熱は伝染病ですから特に予防措置を嚴重にしなければなりません。さいきん発生した患者の中には一家から三名というのもあり、今年は猖狂熱が大いに流行するのではないかと思われますので、特に前記事項にご留意下さい。

市教委から一

市民皆様へ

卷之三

改めて協力を
くくり返さぬよう

成人學校

子供を育てるために父兄の方々はもちろん、市民の皆さまが児童生徒の校外生活のご指導に关心をもつて積極的にご協力下さるようお願いいたします。

☆申告用紙はどこからも
うか

①市内に居住する方は東
西・若草の各小学校ま
は市教育委員会から。

②王子社宅に居住してい
る方は王子社厚生課か通
所から国策関係の方は
学校から。)

③部落に居住する方は通
する小学校から(但し)
勇渕市街の方は勇払出
所から國策関係の方は
学校から。)

④申告書はどこへ出すか
市内に居住する方は市役
所内(市役所三階)へ出
します。

なお西地区に住んでお
られる方のために一月二
五日から二十七日までで
三日間は西小学校でも学
時出張受付いたします。
ら御利用下さい。

⑤部落に居住する方は通
する小学校へ出します。
申告書の受付はいつか
いつまでか

⑥射撃場は赤旗を立てるは
か危害予防の措置を講ず
ること

○以上によつて当然臨時の
射撃場が使用されることと
なりますが、この許可を受
けるためには手数料を添
ること

⑦射撃場中は旗を立てるは
か危害予防の措置を講ず
ること

○これと同等以上の學力が
あると認められた者で、講習
会が射撃大會を目的とし
て行なわれる場合は、講習
会を六十名募集しておりま
す。入所資格は地方公団正
職している者、高等学校卒業
しくは旧制中学卒業または
二月二十一日行われます。
志願者は、詳細を市役所に

(空氣銃の事故續發に取締りの強化へ)
ト以外に発射してはいけません

新生活運動組
民館で公各
道社会福祉協議會、道新生活運動委員會、道教委員會による新生活建設運動の推進および地域社会福祉の増進を図る組織整備協議會は二十八日（金）午前九時から市公民館で開催されました。この協議會の趣旨は都市における新生活建設運動の推進、地域社会福祉の増進を圖るために關係團體による実施するばかりではなく、高、中学生等が空氣銃や免されますが、これらを対象として行う射撃会であつて、会費を徴収していけるときは五百円規定では、手數料一千円と定めていますが、(1)減免され、(2)申請書とともに減免申請書を提出すること(3)北海道射撃場取締條例の規定によれば、(4)手続きその他詳細は市役所商工課に照会して下さい。

新生活運動組織整備協議會

貯金新年の計